

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会
第 21 回ガス事業制度検討ワーキンググループ

日時 令和 4 年 7 月 11 日（月） 16：00～17：54

場所 オンライン開催

1. 開会

○野田室長

定刻となりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第 21 回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

ガス市場整備室長の野田でございます。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日もオンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っており、そちらでの傍聴が可能となっております。

本日、木山委員、中島オブザーバーにおかれましては、ご欠席の連絡をいただいております。また、橘川委員におかれましては、途中からのご参加とご連絡をいただいております。また、ENEOS 株式会社、富士元オブザーバーの代理として、同社の山内部長にご出席をいただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては山内委員長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

2. 説明・自由討議

(1) 都市ガスの需給対策について

○山内委員長

承知いたしました。それでは、議事次第に従って進めさせていただきますけれども、今日の議題と申しますかご議論いただきたい点ですけれども、議事次第を見ていただくと、今日の議題は「都市対策の需給対策について」ということでございます。

現在、ワーキンググループの親委員会というのが、これは電力・ガス基本政策小委員会というふうになってございますけれども、その小委員会で、エネルギーを取り巻く国際情勢の変化ということがございまして、これは世界的な電気・ガスの原燃料の需給逼迫（ひっばく）というのが生じていて、それに起因する、いわゆる原燃料調達リスクについて検

討しているところでございます。

そこで、われわれは都市ガスのワーキングということでございますので、特に都市ガスについては、電気と異なって国内の需給の逼迫といった状況がこれまで生じてこなかったという事実がある。そこで、こういう昨今の状況に鑑みまして、こういう需給逼迫が起こったような状況を想定した上で対策を議論しておく必要があるのではないかと、こういった次第でございます。

その中で、特に都市ガス需給逼迫時の需要面での対策、これについては本ワーキンググループにおきましては技術的、あるいは専門的な知識を持った委員という方が多数いらっしゃいますので、こういった方々にご検討をしていただきたいと、こういう委任がございましたので、本日の議題としたところでございます。

それでは、大変恐縮でございますが、冒頭のカメラ撮りはここまでということにさせていただいておきたいと思っております。プレスの方は、ここでご退席をお願いしたいと思います。先ほどありましたようにライブ中継しておりますので、そちらでご覧いただくことは可能ということになります。

よろしいですかね。それでは、資料が1、2とございますので、これを全てご説明していただいた後で議論ということにしたいと思います。

それでは野田室長、よろしくお願いいたします。

○野田室長

はい。資料3-1と3-2の説明をさせていただきます。

本日は本ワーキングとして新しい議題、先ほど委員長からご紹介がありました都市ガスの需給逼迫ということでご議論をいただきます。親委員会であります電力・ガス基本政策小委員会におきまして、電力・ガスの原燃料調達リスクについて議論を行っておりまして、山内座長をはじめ小委員会委員と本ワーキングの委員をご兼任しておられる委員におかれましては、これまでの小委員会でのご議論の経緯といったところもご存じかとは思いますが、本ワーキング専任の委員におかれましては初めてということでございますので、まずは資料3-1に基づきまして冒頭部分の説明をさせていただければと思います。

それでは資料3-1の、まずは2ページ目をご覧ください。

本日ご議論いただきたい事項ということでございます。リード文と青枠のところの1ポツ目をご覧くださいければと思います。

都市ガス事業者は、安定供給の観点から、LNGの長期契約比率が高く、原料供給途絶リスクや需要増加リスクを想定したLNG在庫を確保しており、これまで都市ガスの需給逼迫は生じていないというふうに書かせていただいておりますけれども、現状も特に都市ガスの需給逼迫が生じているということはございませんし、この冬に需給逼迫が具体的に見込まれているわけではないということは、本日の議論の前提としてご認識おきをいただければと思います。幾つか報道もありましたので、ご心配になった方からのお問い合わせということも私どもの室にもありましたけれども、そういったことではなくてということ

で、いただければと思います。

次に、2 ポツ目でございます。国際的なLNG調達環境が厳しさを増しておるといふように書かせていただいております。非常に需給がタイトになって価格が高騰しているというようなマーケットの状況があるわけございまして、そういった中でも、もし長期契約で予定をしていた調達に支障が生じた場合には、需給逼迫の発生を未然に防ぐというために、LNGの確保、代替調達の対応といったところを最大限講じるということが当然基本と考えております。その上で、なお供給が一部確保できなかったような需給逼迫が生じるような場合というものに備えての対応として、今回はご議論いただきたいということでございます。

その際には、まずは生活や経済活動に支障を生じない範囲での自主的な節ガスの取り組みといったところを都市ガスの需要家に講じていただくと。さらには、自主的な節ガスを超えた需要対策などにより対応するといったことを想定しておるところでございます。

都市ガスにつきましては、これまで需給逼迫の対応の実施がなかったということでございますけれども、自主的な節ガスをお願いする、さらには自主的な節ガスを超えた対応をお願いしていくといった時に、その実施に関してあらかじめ準備しておくこと、詰めておくべき論点といったことについて、本日はご議論いただきたいと考えてございます。

3 ページをご覧ください。

こちらは、6月30日の親委員会、電力・ガス基本政策小委員会での資料でございます。資料の下のほうに論点ということで4つ記載をしておりますけれども、このうち論点2の需給逼迫が懸念される場合の需要家への節ガス要請などの在り方といったところと、論点3の自主的な節ガスの取り組みを講じても需給逼迫が解消しない場合の需要対策等といったところにつきまして、本ワーキンググループで専門的・技術的な議論を行うということとなった次第でございます。

続きまして、1 ページ飛ばしていただきまして、5 ページをご覧ください。

こちらは、電気の需給逼迫時の需要対策の整理でございます。需給逼迫の度合いに応じて3段階のレベルに分け、レベル1では数値目標のない節電要請を行ったり、節電協力の呼び掛けを行ったり、具体的な節電メニューを消費者の方に提示したり、さらにはDRといった形での協力の呼び掛けを行ったりするといったところ、そしてレベル2では、数値目標付きの節電の要請を行うとか、業界ごとの節電計画の作成をするといったところ、さらにはレベル3として、電気の使用制限令の発令といったような需要対策の手法の整理を電気のほうではされておるわけでございます。

1 ページ戻っていただきまして、4 ページをご覧ください。

こちら5月27日の電力・ガス基本政策小委員会で議論をした時の資料ございまして、都市ガスの需要対策の検討の方向性（案）といったところで、電力の需要対策に倣って、需給逼迫時の段階に応じたガスの需要対策の考え方を整理していこう、需要対策の具体的

検討を行おうといったところで議論した時の資料でございます。

その際の手段の類型といったところでは、自主的な取り組み、自主的な取り組みを超えた対応、さらには規制的な手段ということで、電気と同じような手段の分類といったところを整理しておるところでございますけれども、なお、この規制的な手段といったところにつきましては、電気との一番の大きな違いでございますけれども、現在のガス事業法には電気事業法の使用制限令のような規定はございませんので、現状ではそのような手段を講じることはガスについてはできないといったところがございます。

それでは、7ページをご覧いただきたいと思います。

都市ガスの需給逼迫時の取り組み内容のイメージと実施のための本日検討したい論点といったところで整理をしたものでございます。本日の資料の3-2に当たる部分が、この表の整理の左側の自主的な節ガスの取り組みの段階といったところについてご議論いただくための資料となっており、資料の3-3が右側の自主的な節ガスの取り組みに加えて、個別の需要家の需要抑制を要する段階といったところのご議論をいただくための資料となっております。

自主的な節ガスの取り組みの段階につきましては、この資料の下段の左側でございますけれども、3つの論点といったところで、論点2(1)(2)(3)といったことで、節ガス要請の範囲、節ガス要請に係る情報提供の在り方、経済DRの活用の可能性といったところを挙げております。

また、個別の需要家の需要抑制を要する段階といった点に関しましては5つの論点、下段右側でございますけれども、一定の節ガスの取り組みを要請する場合の在り方、個別需要家に需要抑制を求める場合の在り方、自主的な取り組み以上の需要抑制を求めることが難しい需要家の類型、ガス小売事業者の需給逼迫時の準備・代替手段の活用、都市ガス供給逼迫を想定した産業需要家の事業継続計画の準備といった5つの論点を挙げておるところでございます。

また、各段階における国の関与の在り方といったところで、この表のちょうど中段でございますけれども、国の関与の在り方、論点3の(6)といったところで挙げさせていただいておるところでございます。

続きまして、資料3-2を説明させていただきます。自主的な節ガスの取り組みの段階といったところの資料でございます。

今申しましたとおり、ここでは3つの論点について皆さまのご意見、ご議論を賜ればと思っておるところでございます。

それでは、3ページをご覧いただければと思います。

この自主的な節ガスの取り組みの段階というのは、例というところのレベル1に相当するところでございますけれども、まず節ガスの要請といったものをする時に、節ガス要請の範囲についてよく整理をする必要があるかなと思っております。電気につきましてはネットワークごとに節電の取り組みを要請するといったことになっておるわけでございます

けれども、都市ガスの供給ネットワークの在り方というのが電気とはまた異なっておりまして、1ページめくっていただきますと日本地図がございまして、全国で都市ガスの一般ガス導管事業者というのが193事業者あるわけございまして、それぞれが基本的には点在した供給ネットワークとして存在していて、その事業規模というのも大小あると。さらには、そこに供給をされている都市ガスの原料の調達状況、どこの国のどのプロジェクトから都市ガスを輸入しているか、さらにはそれを卸という形で供給が来ているかといったところが異なるところでございます。

3ページに戻っていただければと思います。

そういった都市ガスの供給ネットワークの在り方でありまして、小売事業者ごとのLNGの調達先の違いといったところを踏まえまして、全国一律ということではなく、供給ネットワーク単位、もしくは小売事業者単位での差異ある対策といったところが想定をされるというところでございます。

そういった中で、(1)番なんですけれども、小売事業者単位がいいのか、供給ネットワーク単位がいいのかというようなところでございますけれども、まず供給ネットワークの同じ同一供給ネットワークの中でも、事業者によってはLNGガスの調達の状況といったところは異なっていますので、当然特定の国、もしくはプロジェクトからの供給の停止といったことが起きた場合の影響というのは差があるわけでございます。一方で、仮に都市ガスの在庫が足りなくなると供給ネットワークの停止と、供給の停止といったことが起きた場合は、そのネットワークにいらっしゃる都市ガス需要家の全てが影響を受けるといったところもあるわけでございます。そういった観点から、節ガスの要請を行うといった時には、基本的には同一供給ネットワークにいらっしゃる都市ガス需要家全てに対して行うということが適当ではないかと考えてございます。これがまず1点目、(1)のさらに1点目。

続きまして、(2)でございますけれども、こちらは供給ネットワーク自体は別の場合なんだけれども。隣接する例えば供給ネットワークで、ガスの卸自体は受けていて、その卸元が需給の逼迫の懸念があるといった場合には、卸元からの供給状況に応じて、そういった卸を受けていらっしゃるような地方のガス事業者についても需要家に節ガスを要請するといったところが適当ではないかといったところでございます。

以上が節ガス要請の範囲でございまして、続きまして5ページをご覧くださいと思います。

こちら節ガス要請に係る情報提供の在り方といったところでございます。需要家に自主的な節ガスの取り組みを講じてもらうためには、どういった情報を、どういった形で提供するということが有効かということでございます。例えば節ガスの手段・アイデアといったものは、既にガス小売事業者も情報発信を幾つか行っているというところでございますけれども、まずはそういった既存の情報を一覧できるように、網羅的に見られるようなサイトを設けるといったところも有効ではないかと思っておりますし、また需要家に対して節ガス

要請を行うに当たっては、需給逼迫の状況といったものについての情報提供も有効ではないかと考えておりますけれども、一方でこれを誰がどのような情報として、どのように提供するのかといったところも、よく整理をしておく必要があるかと思っております。

一般に小売事業者・卸元事業者のLNGの在庫の情報というのは、通常は営業上秘密であるということでありまして、加えて需給逼迫に関する情報を燃料提供者、要するに売り主にこれが伝わるということで、買おうとした時に原料価格のつり上げといったことが行われるということであれば本末転倒だと思われまので、そういった恐れも留意が必要かなと思っております。

電気につきましては、こういったところにおきまして、こういった情報提供をしているのかといったところのご紹介をさせていただいているのが9ページでございます。

電気につきましては「でんき予報」といった形で、電力需給の見通しや実績といったところを各電力会社（一般送配電事業者）が公表しているといったところがあるわけございまして、こういったものを見ながら需要家の方が取り組みをされるということでございまして、一方で都市ガスについて求められるような節ガスということと、電気で求められている節電ということの質の違いといったところもあろうかと思ひまして、こういった主に電気で行われるのはピークシフトですかね。最大需要の山を低くするといった観点での節電といったところの要請も行われているわけございまして、ガスにつきましては、そういったことというのは必ずしも必要としなくて、総量をいかに減らすかといったところが求められるわけございまして、11ページをご覧いただければと思うのですが、そういった観点で参考になるかもしれないと思ひて掲示をさせていただいておりますのが水不足における渇水の自治体による情報提供の事例ということでご紹介させていただきました。こちらは、ダムの貯水率というのが今どれぐらいなのかというようなところを示した上で、県民の方に節水の取り組みを求めるといったような情報提供を都道府県ではやられているというようなところはございます。

一方で、水不足とLNGといったところ、都市ガスといったところも必ずしも同じではないということかと思ひて、ダムに相当する部分が仮にLNG基地の在庫だとしても、雨はいつ降るか分からないわけでありまして、LNGにつきましては入船の計画というのはある程度あるわけございまして、そういった中期的な需給といったところの見通しと、かなり短期的な、今、足元の在庫が逼迫していないかといったところのバランスの取れた情報の発信、かつそこに事業者の営業上の秘密といったところを適切に保護するという観点から、適切な情報の内容と発信の主体といったところを検討していく必要があるかなと思ひてございます。

次、12ページをご覧いただければと思ひます。

ここは経済DRの活用の可能性ということで、電気のレベル1の対策のところでもDRへの協力の呼び掛けといった事項があったわけございまして、ガスにつきましても需要家への節ガス要請の方法ということにつきましては、こういった電気の経済DRの

手法といったものを参考に、さまざまな工夫の余地があるのではないかと思う次第でございます。

一方でガスと電気に、先ほど来申し上げておりますように、だいぶ違いがあるかと思っております。家庭、商業、工業の各需要家の生活・経済活動に支障のない範囲での、いわゆるガスの使用量の削減余地といった時に、例えば家庭ですと、都市ガスの利用の機器というのは、主に給湯、ガスコンロ、暖房といった機器に限定されるわけでありまして、電気のように多様な製品があって、多様な取り組みの可能性があるとといったところと違うわけであります。

さらには本質的なガスと電気のマーケットの違いといったところも、こちらの矢羽根の4つでご紹介をさせていただいておりますけれども、電気のDR、先ほど言いましたとおり、時間単位(kW)の需要抑制(ピークシフト)といったところを目指しているわけでありまして、ガスについては、むしろkWh的な使用の総量の削減が必要であるとか、また電気のDRというのが小売事業者のインバランス回避でありますとか、需給逼迫時の卸電力市場からの調達回避のために使っているとか、そういった卸市場に相当するものがガスにはないでありますとか、都市ガスについてはスマートメーターのようなインフラが十分整っていないということでありまして、電気がある種、使用量削減量をタイムリーに把握をできるということを前提に、こういったDRをやっているということと違って、ガスにはそういった仕組みがないわけでありまして、需要家にとって節ガスの取り組み効果をタイムリーに把握するといったところはガスでは難しいだろうと。また、さらには都市ガス向けのDRといったサービスというものが、電気のように成熟をしていないとか、登場していないということがありますので、ガス事業者が外部のサービスや事業者のシステムを利用しようとした時に、そういったものが電気のようにはないといったところはあろうかと思えます。

一方で、大手の都市ガス事業者につきましては、電気の新規小売りとして既に参入をして、むしろ電気の世界ではDRを積極的に活用していらっしゃるというようなところもありますので、都市ガスの分野で節ガスをお願いするといった時には、戻りますけれども、さまざまな工夫の余地があるのではないかと考えておる次第でございます。

まず、以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

事務局、野田室長からは、今回のこの需給逼迫対応についての全般的なお話ですね、これは資料3-1。3-2では、需要を抑制するというような観点から、どのようなことが考えられるかという論点について、節ガスの取り組みの段階ですかね、これについてお話をいただいたところですが、まずはここでいったん切って、皆さんからご意見、ご質問を受けたいと思います。

ご意見がある方は、Teamsのコメントに発言希望等の旨を書いていただいて送っていた

できれば、私のほうで確認をしてご指名させていただくということにしたいと思います。

今、会場には3名の方がいらっしゃいまして、橘川委員はあれですか、遅れていらっしゃる。分かりました。会場の方と、それからリモートの方と、どちらからでも結構でございますので、どなたかご発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。どなたかいらっしゃいますか？

それじゃあ小林委員、どうぞ。会場のほうから行きます。

○小林委員

小林でございます。何点か意見を述べさせていただきます。

まず、今回、ガス事業に対する対策ということでございますけれども、電力に対して6、それからガス事業に対して4という、そもそもの供給割合になっておりますので、電力とガスとの両方同時に本来は検討すべきことだということをまず最初に述べたいと思います。

その上でガスだけに特化して考えますと、例えばガスの需要量を減らすといった時に、果たしてガスだけ減るのかということを考えますと、二通り考えがあると思いますけれども、ガスの使用量を減らすと、それが電力の使用量の増加につながる、あるいはガスの使用量を減らすと、同時に生産量も減りますので、電力の需要も減ると。つまり、ガスの使用量を減らすと電気も減って、ダブルで効いてくる可能性があるんだらうなど。私はその後者のほうを考えているわけですし、ただしこれを考える上では、やはりしっかりとしたシミュレーションが必要なんだらうなどということを考えております。私の持っているシミュレーターでも検討を先に進めているところですが、特にガス協会さんをはじめ大規模な事業者の中で、ぜひその検討をまず進めていただくといいかなと思います。

それからもう一つは、ガスの供給量を減らす供給抑制、それから需要量の抑制、この2つの観点があると思いますけれども、今ご説明いただきました資料3-2に関しては、どちらかというとも需要量の抑制ということでございますけれども、それについてはいろいろ皆さん考えがあって、今ご提案があったようなことを順次進めていくということが大変望ましいと思いますし、もう一つは、後で議論することかもしれませんが、供給量抑制ということも技術的に可能なのかということについて、ぜひ早急にガス関係の方々に検討を進めていただくといいのかなと思っております。まずは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、ウェブ上で大石委員がご発言ご希望ということで、どうぞ大石委員、ご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

とてもよく聞こえています。

○大石委員

ありがとうございます。

今、小林委員がおっしゃった点については、私も大変重要だと思っております。今回はガスのワーキングで、昨冬の需給逼迫の折も都市ガス供給は不足しなかったわけで、LNGが入ってこないことについての影響は電気のほうがより大変だったということでした。大きなガス事業者の方たちは電気も作っておられるので、本当はガスと電気というのは連動していて、ガスだけのことで議論はできないのだろうなと思いながらお話を聞いておりました。ですので、その点も最終的には詰めていかなければいけないと思うのですが、ここはガスのワーキングですので、ガスについてということで発言させていただきます。

前回の電力ガス基本政策小委員会に欠席しましたので、皆さまのご意見は後から拝見したわけですが、その中で一番消費者として疑問に思ったのが、節ガスの要請に関する情報発信についてです。確かに機微情報であり、ガス会社が取引において足元を見られてはいけないということで情報の発信には慎重であるべきということも間違いではないと思うのですが、今回の節ガス要請は、どういう状況で発せるものかということが重要だと思います。

例えば、今回、ウクライナ情勢でロシアからの供給が入らなくなるかもしれないというのは、エネルギーに関心のある消費者とか事業者であれば、ある程度分かっていると思いますし、この状況で需要家、消費者にも節ガスの要請をするのであれば、やはり「でんき予報」のように具体的な数字がないと、なかなか消費者というのは、じゃあ節ガスしてくださいと言うだけでは動けないというか、どうやってどのくらい節約するのかわからないと動かないのではないかと思います。

そういう意味で、先ほど渇水情報を例として示していただきましたが、基本的に電気とガスの性質が違うので、節電・節ガスというのは違うということを含め、しっかり消費者にも知らせた上で、消費者が本当に節ガスの必要性を理解してくれた場合には、消費者が実際に動けるような情報、個々の事業者がどれだけ在庫がありますよ、ありませんよではなくて、例えばロシアから今まで入ってきたこれだけのガスの供給が不足します、だからその分みんなで節ガスしなければいけませんよというような、ある程度数字も含めた情報提供というのは、やはり必要なのではないのかと思いましたので、ここで発言させていただきました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は兵庫県立大学、草薙委員、どうぞご発言ください。

○草薙委員

草薙でございます。ありがとうございます。

小林委員と大石委員のご意見に、いずれも賛同させていただくとともに、ちょっと加え

させていただきたい部分がございます。もともと、この資料3-1の7ページに、分かりやすく説明して下さったとおり、段階に応じた需要家、小売事業者の取り組み内容のイメージと論点というものを表にさせていただいて、そして自主的な節ガスの取り組みの段階から、逼迫の度合いが高まって、自主的な節ガスの取り組みに加えて、個別の需要家の需要抑制を要する段階に移っていく。その時に、逼迫の度合いがきついものについて、しっかりと準備しておくということが今年の冬場、これから訪れてくる冬場の状態を少しでも安心してしのぐためにも必要不可欠だという前提の下で、電気とガスの関係について、これは大変オペレーションも難しい話になってきますけれども、しっかりと詰めておくということに、まずは同意します。

それに付け加えて、ここまで都市ガス事業者というのは、天然ガスシフトの掛け声のもとで燃料転換を進めてこられたわけですね。そういう中であって、今回いわば有事であるというようなことになった場合に、他の化石燃料を使うことができる場合には、そちらにいったん移行していただくというようなことも考えなければならないということではないかと思えます。これは事業者にとっても非常に厳しい状況であろうと思えます。そういう意味では、野田室長が冒頭言われましたとおり、これは言ってみれば足元の調達状況に何か問題があるというわけではなくて、あくまでもサハリンからの途絶といったことが顕在化したケースを想定した、私が思いますのは、それは有事だと思えますけれども、そういう時には特別なことを考えなければならないということなのだろうと思っています。

となつてきますと、例えば他の燃料への転換、要するに例えば重油とか、軽油とか、他の燃料に移っていただくという場合に、節約をしつつ移っていただくというような要請もしなければならないというようなことまで考えるならば、電気とガスの心配だけではないですよということにもなってくる。

そういう他の燃料への移行ということの可能性がどのようなものか。実際、節約を求めても、節約できるようなものでないというようなことになってしまったら意味がないわけですから、そういったことの事前の精査ということは必要なだろうと思っています。もちろん、そんな節約がないように願っております。以上であります。

○山内委員長

ありがとうございました。

他にご発言ご希望はいらっしゃいますか。今のところチャットというか……。

小林委員もう一度、どうぞ。

○小林委員

小林でございます。

例えば工場に需要量の抑制を依頼する場合ですけれども、ガスの使用量を削減するとなると、それは現場で電力に変えられるかということ、なかなかそういうわけにはいかないのが恐らく現実のプロセスにあると思えます。例えばスチームを供給するボイラーがあって、そのボイラーを止めるとなると、じゃあ電気でエネルギーが賄えるかということ、そういう

ことになっていないわけですので、ですから現場の中でどれだけ代替、ガスから電力に変えられるかということよりも、先ほど申し上げましたように、全体のエネルギー削減、それから生産計画の検討といったことの予備的な検討をぜひ進めていただくということが大事ではないかなと思っております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、みずほ証券の又吉委員、どうぞ。

○又吉委員

ご説明頂戴いたしました。ありがとうございました。

私からは2点ほどコメントさせていただきたいと思います。

まず1点目は、事務局の資料にも整理していただいておりますが、電気とガスの相違点を踏まえた検討をぜひお願いできればと思っております。まさに電気と違って、kW抑制みたいなものがあまり効かないエネルギー体ではありますので、この点をご留意いただいた検討をぜひ進めていただければなと思っております。

あと2点目は、資料3-2の論点にあります節ガス要請に係る情報提供の在り方なんですけれども、個別企業のLNG在庫情報というのは、開示することはあまり望ましくないのではないかなと思っております。有事とはいえ、LNGの追加調達というのは、ある意味、サプライヤーとの交渉なども考慮しますと、情報戦になってくるのではないかなと思っております。買い手としての交渉力を劣化させるようなことは、ある意味、安価かつ安定的な調達量を確保して需要家負担を軽減するという趣旨に反するようなものになるかもしれませんので、買い手に不利になるような情報提供というのは、ちょっと慎重になる必要があるのではないかと考える次第です。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

次は、東京大学の松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

まず、事務局が正しく整理してくださったとおり、これは本当に危機的な状況になった時の備えのために議論しているのだと。だから、頻繁に起こることを想定するようなものではないことは、何度も何度も繰り返し強調すべきことだと思います。

ガス事業者は、基本的に安定供給をすごく重視して、それで長期契約の割合も電力事業者よりも大きくしている。それから、電力事業者が燃料制約に直面して十分発電できない

事態になった時でも、ガスのほうはそういうことを引き起こさなかった。責任を持って今まで供給してきていることは、どんなに強調しても強調し過ぎることはないと思います。その上で、しかしそれでも大きな国際的な問題が起こって、エネルギーの安全保障とも直結するような危機的な状況が起こった時に打つ手がないというわけにはいかないの、対応するためのルールを整備していくということだと思います。

その上で、そのような事態で、平時の発想で安直に考えていいのかということは少し考える必要があると思います。委員からも正しくご指摘があったと思いますが、そんな事態、都市ガス用のLNGが足りないという事態の時には、恐らく発電用の燃料も不足している。この状況下で、例えば節ガスのためにコジェネを止めるという類いのことは、総合効率からすると非常に効率の高いコジェネが止まって、その結果として電力が不足して、老朽化したLNG火力、効率の悪いLNG火力がフル稼働せざるを得ない事態になったら目も当てられない。電気とガスの間のコーディネーションも同じぐらい重要だと思いますので、この点はガス室が扱っているからガスだけという発想になるのではなく、必ず電気とのコーディネーションも考えていただければと思います。

その上で、そのような状況下では、確かにLNGが危機的な状況になっている時には、必ずそうとは言わないのですけれど、他のエネルギーの価格もものすごく高騰している、代替需要が世界的に発生することは当然予想されるわけですから、その時にメインとなるシナリオは、ガスの使用をやめて重油に切り替えてくださいとか、軽油に切り替えてくださいとかということ、もちろんその準備しておくことは重要ですが、それよりも遥かに重要なのは、本当にシンプルにエネルギーの消費量を減らすということだと思います。場当たりの再度重油に切り替えるとかという議論ではなく、こちらの検討が十分に行われることを期待しています。

電気とガスは違うという発言が相次いでいて、事務局も正しく説明しているのですが、しかしそれでも私には若干違和感があります。事務局の説明は正しいと思うのですが、電気のkWhの問題と都市ガスの不足の問題は極めて似ている。電気が出てくるDRは、全てではないにしても主力はkW対応なので、全部が参考になるわけではない。ごく一部が参考になるだけだというのは正しいと思いますが、電気と違うということを何でそんなに強調しなければいけないのかわからない。電気のほうだって、今、kWhの不足に対して、実際に追加調達だとかを経験しているし、DRを活用することも経験しているわけだから、その経験を活用する、その発想を活用することはとても自然だと思います。

更に安全保障上の危機となる程にLNGが足りない時には、輸入価格が急騰していることは当然予想されるわけで、そのような局面では、省エネは国益に大いに資する状況。その時に、kWhベースでの経済DRに当たるものをガス事業者も十分考えて用意しておくことはとても重要だと思います。もしそれをやらないで、単にお願いベースというか、道徳的説得ベースだけの節約に依存すると、省エネ小委などでも出てきたように、それぞれの事業者が、うちは難しいという議論ばかり出てくることになりかねない。そうではなく

て、そういう危機的な状況の時に協力してくれた事業者、需要家に、ちゃんと経済的なインセンティブが発生し、その結果として需要家のほうも、こんな工夫ができるとの提案の競い合いになるような、そういう仕組みをこれからつくっていかなければならないと思います。

最後に、情報開示に関してです。この手の問題が出ると、事業者および事業者の利益を代弁する有識者から、必ず慎重にという発言が繰り返してくるのですが、私にはとても違和感があります。売り手は当然プロなわけで、そのプロが、それぞれのガス事業者の契約がどんな感じになっていて、このような世界的にみなが分かるような供給トラブルが起こって、その事業者はどれぐらい危機的に状況にあるのかなどというのは、プロだったらかなりの精度で分かっているはず。追加的に情報を出して、それで足元を見られるという効果は、抽象的に可能性を言うのはいいのですが、本当にそんなことが高い確率で起こるのでしょうか。別の理由があって口実として使っているのではないかということが、今までの行動から見ても疑われてしかるべきだと思います。

こういう情報を的確に消費者に出さないで、それでお願いベースで節ガスしてくださいなん言われたって、消費者のほうは戸惑ってしまうと思います。もちろん、出し方を工夫することは当然あり得るし、危機的な状況を的確に伝えるような出し方をして、それを超えた開示は不要だと思いますが、私はこれが経営情報で足元見られるなどという議論は、どれぐらいリアリティーがある話なのか疑っている。こういう危機的な状況の話だということを考えれば、私は相当に怪しい議論だと思っています。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次のご発言者は今のところいらっしゃらない。他にいらっしゃいますか。

それじゃあ、会場から橋本委員どうぞ、ご発言ください。

○橋本委員

橋本です。若干論点が変わるのかもしれませんが、3点ほど述べたいと思います。

まず1つ目は、この節ガスの要請というのは、危機的になってから行うのではなくて、危機的になりそうな状況が予測されたならば、事前に発動していいのではないかなと思っています。それから、この節ガスというのは電気と違って、ワンシーズンとか、半年とか、1年といった比較的長い期間で行っていくべきものなのかなと思っています。それが1点目です。

それから、2点目は節ガス、少し気になるのが、節都市ガスと節プロパンガスという2つのガスを検討しないといけないのかなと。節ガスと言われた時に、大口はいいんですけども、一般家庭の人がプロパンガスの需要を控えてしまうというようなことがあれば、ちょっとこれはおかしいと思いますので、節都市ガス、都市ガスとプロパンの違いを徹底させるか、あるいは両方を同時に出すと。恐らくプロパンの場合は、常に要請なしという形になるのかもしれませんが、両方同時に出すとかというふうにしないと、消費者サイド

は混乱するのではないかなと思っております。それが2点目です。

それから、あと3点目なんですけど、これはもう少し深く議論すべきかなと思うのですが、LNGの在庫情報は、企業レベルでなくて、国レベルでもし情報開示するのであれば、節ガスの要請も地域ではなくて国全体で行うべきなのかなと思っております。なぜなら、国全体でLNGの在庫が減っています、でも要請は中国地方だけとか、そういうふうになってしまうとちょっとおかしいので、国全体の情報を出すのであれば、国全体で節ガスの要請をすべきではないのかなと思っております。

以上3点です。

○山内委員長

ありがとうございました。

委員の方で他にご発言ご希望いらっしゃいますか？

もしよろしければ、今、日本ガス協会の早川オブザーバーからご発言ご希望がありますので、じゃあ早川オブザーバー、どうぞご発言ください。

○早川オブザーバー

ありがとうございます。

事務局におかれましては、論点を丁寧にご整理いただきまして感謝申し上げます。われわれガス協会としては、需給逼迫が懸念される場合においても安定供給の継続に最善を尽くしてまいります。その上で節ガス要請を行うに当たりましては、お客さまにご理解をいただくことが重要と、何人かの委員の方からもご指摘がありましたけれども、われわれもそう考えております。そのため資料に記載いただいているような節ガスの手段、アイデアおよび節ガス要請のための情報発信の在り方について、業界として検討をしてみたいと考えております。

また、資料12ページで経済DRの活用可能性について整理をいただいております。ここでいう経済DRは、前日の電ガ小委にて記載がありました需要家に自主的に節ガスを促すとの目的に沿った取り組みを検討するものと理解しております。こうした取り組みは、われわれも非常に大事だと考えております。

電気との違いについては、資料にも記載をいただいておりますけれども、もう一点だけ加えさせていただきたいのは、ガス事業者の大半は事業規模の小さい中小事業者となります。自らシステムを構築して、家庭用向けのDRサービスを展開するといったことはなかなか難しいといった側面もあり、今後の検討に当たりましては、こうした目的にかないつつ、ガスそのもの、および事業としての特性も踏まえながら、どのような方法が有効に考えられるかということ、われわれも慎重に考えてまいります。ぜひ丁寧にご議論をいただきたいと思います。私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

他にご発言ご希望はいらっしゃいますか。

○小林委員

もしよろしければ、よろしいでしょうか。

○山内委員長

どうぞ、小林委員。

○小林委員

小林でございます。もう少し意見を述べさせていただきます。

まず、ロシアからのガスの途絶となりますと、9%の規模が原料として減るということになりますので、節電の割合と比較しても、かなりレベルが違う話になるということはしっかり考えなければいけないだろうなと思っております。

それからもう一つ、情報開示については、例えば考え方としましては、現状のレベルを公開するのではなくて、例えば昨年度との比較とかいったある程度の国民全体の――工場、事業者は違いかもしれませんが、国民全体としての意識を向上させるためには、昨年と比べてこれだけだという情報の開示はあるんじゃないかなと。例えば、LNGの船舶は1週間に1回ぐらい入ってくるという話もありますので1週間単位、あるいは2週間単位での比較の情報を適時公開していくということについては、先ほどの橋本委員からのご発言もありましたけれども、日本全体の需要量の変動、こういったことを情報開示することは非常に現実的であって、しかも行動を誘引する効果があるのではないかと考えます。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

今、日本生活協同組合の二村委員からご発言ご希望がございました。二村委員、どうぞご発言ください。

○二村委員

ありがとうございます。皆さまの議論を聞いていまして、なかなか難しいなと思いつつながら、2点ほど申し上げたいと思います。

1点は情報開示のことです。消費者の立場からすると、見えない状況の中で一方的にこういう状況だとか、節ガスをすべきとか、こういう価格になるということと言われることは、これは到底協力していこうというふうになるものではありませんし、きちんとした情報を分かりやすく開示していただくということは最低限必要なことであると思っておりますので、改めてその点は申し上げたいと思います。

それともう一つは、議論の中で大変難しいと思ったのは、どのタイミングで、どういう情報を出していくのか、あるいはどういう呼び掛けをしていくのかということだと思います。電気のように、その瞬間のピークを抑えるというようなことでないとすると、ある程度前のところから少しずつ協力をしていく、あるいは呼び掛けていくというようなことが必要なのではないかと思いました。この、どういうタイミングで呼び掛けをしていくのかということについては、一つ大きな論点になるのではないかなと思いました。今後の議論

ということになります。何らかそういったことが判断できるような情報なり、ご提案なりをいただくと、議論しやすいかと思いました。

すみません、以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

草薙委員、どうぞご発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。草薙でございます。

誰がどのように情報を出すかということに関しまして、やはり国がリーダーシップを取っていただきたい。そうでなければ、なかなか各事業者が需要家を説得できないという状況も考えられようかと思えます。

そこで、ネットワークごとにしっかり見るんだと。これも大変説得力があるのですけれども、橋本委員がおっしゃったように、国全体で、国が発信し、国民が全員意識を共有して対応する。それが節ガスということに結局資するだろう。小林委員も同じお立場だろうと思えます。

ネットワーク単位だということで行きますと、これは競争が入っているネットワークなのかどうかによって実は大きく違ってくる可能性があるということも指摘したいと思えます。競争が入っていない状態でネットワークの様子をあからさまにするということは、まさに一つの企業の現状をあからさまにするということとなります。そういったことは一つの企業の経営戦略等に踏み込み過ぎるという意見も惹起（じゃっき）することになるかなと思えます。

全国的にどの程度の逼迫状況にあり、長期契約によりどのように安定的に供給可能であり、そのうちサハリンのほうはどうなっているのかといったことについて、長期契約の状況、配船の見込みなどなど総合的に国民に分かりやすく伝えるということで、節ガスの要請は国民、あるいは需要家に広く受け入れられるのだろうと思えます。

そういう意味で、ネットワークの様子によってもかなり違ってくる話だということを念頭に置いて、これから話し合うことも必要だと思います。二村委員からもございましたが、私も同意いたします。そういったことも含めてご議論いただければと思っております。以上であります。

○山内委員長

ありがとうございます。

その他よろしいですか。

ありがとうございます。時間の関係もございますので、まだあろうかと思えますけれども、取りあえず前半はこのぐらいにして、また何かありましたら、後半のところでご発言願いたいと思えます。

それでは事務局のほうから、ご意見をいただきましたので、それに対する所見をいただければと思います。

○野田室長

どうもありがとうございます。

1つ大きな論点というのが、情報提供の在り方ということだろうと思います。需給逼迫を前提として節ガスの取り組みを求めるといことでありますので、需給逼迫ということは何らか定義といいますか定量的にわれわれも認識をし、世の中の的にもそれを示していくということは必要だろうと思っておりますし、またタイミングというか、こういったものを、まさに節ガスと呼び掛けるタイミングというのを判断する、需給逼迫の恐れ、もしくは需給逼迫が起きているということ判断するような指標といったところの、まさに需給逼迫というものをどういう形で捉えるかということだろうと思いますので、また次回に向けてよく検討していきたいと思っております。

また、電気との連携といったお話がございました。LNGが、こういったまさに我々が今回議論しているような状況下におけるLNGの不足感、恐らく電気とガスが同じようなタイミングで起きるような状況だろうといったところでもありますけれども、そういったところで連携するのは当然でございますが、その前段階として、今、ガスについては節ガスと呼び掛ける時にどうするかといったところも含めて、電気ほどにいろいろ手段というのが整理をされていないところが今回の議論のきっかけでございますので、まずは電気で整備されているようないろいろな手段の整備ということもガスについてもやらせていただいた上で、さらには対策の連携といったところが、そこに続いていくのかなと思っております。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

なかなか初めてのことで、情報をどういうふうに出すか。電気とガスの特性の違いもあるし、それから電気とガスの間の関係とか、そういった絡んでいた関係とかいろいろある中で、どういうふうに出して皆さんに理解していただくかといったところ、これは難しいところですね。その辺の最大公約数的なものを皆さんからの意見から絞り込んでいくのかなと思いました。ありがとうございました。

それでは後半に移りますが、これは資料の3-3ですね。具体的に個別の需要の抑制というのはどういうふうにかと、こういうふうな話でございます。これのご説明をお願いいたします。

○野田室長

資料3-3でございます。これは、自主的な節ガスの取り組みだけでは需給の逼迫というのが解消されないような場合に、もう少し踏み込んだ対策が必要といったところ、電気の資料3-1でいうところのレベルの2に相当するような取り組みとして、ガスについて

どのような手段というものを整理しておくかといったところでございます。

2ページに論点を今回6つ挙げさせていただいております。最後の国の関与の在り方というのは、その前段の節ガス要請のところにつきましても、併せてご議論いただければと思っておりますので、一番最後に議論させていただければと思っております。

3ページをご覧くださいいただければと思います。

この資料3-2は、前の議題のところ、都市ガスの需要家に節ガスをお願いする取り組みといったことをやると申し上げたわけでございますけれども、さらなる対策が必要な需給逼迫の場合に、さらに一定程度の節ガスを需要家の方をお願いしていくといった場合、どういったところが可能かといった話でございます。

いわゆる電気のような数値目標を示した要請といったところが、都市ガスにおいて追加的な対策として、どこまで想定をしておくことが可能かといったところかと思えます。なかなかその用途が違うといったところもありますし、またご家庭での使われ方なんかも違うということがあります。数値目標をお示した時に、どこまでそれに付従性があるのかといったところかと思っております。さらには、こういった一定程度の節ガスの取り組みをお願いする場合には、その前の段階の節ガス要請と何か異なるような情報提供でありますとか、お願いの仕方というのがあるかどうかといったところも考えられるのかなと思っております。

続きまして、4ページでございます。

全需要家への節ガスの要請、生活や経済活動に影響のない範囲での節ガスの取り組みといったところをお願いすること以上に、個別の需要家にさらなる需要抑制の取り組みといったところを求めていくといった段階を検討させていただければと思っております。当然そういった個別の需要家に自主的な取り組みを超えた需要抑制を求めるといった段階におきましては、ガスの小売事業者が当該需要家と個別に対応・調整をしなければならないということだろうと思っております。その際、ガス小売事業者の準備に要する時間でありまして、人的な制約といったところを考えますと、需要抑制といったものの効果ということを見据えると、自主的な取り組み以上に需要抑制を求めるといった個別の需要家としては、ガスの使用量が多い大口の需要家を対象とするということが適当となってくるのではないかと考えております。

先に5ページをご覧くださいいただければと思うんですけれども、こちらは今年の3月の時点の需要種別ごとの都市ガスの販売量でありますとか契約件数の数字でございます。小さくて申し訳ないのですが、いわゆる契約件数でいいますと、家庭用というのは件数でいうと95.6%を占めておるわけでございます。一方、工業用というのは、大体契約件数でいうと0.1%程度でございますが、ガスの販売量でいうところでは、家庭用というのは3割、これは3月の時点ですね、工業用というのは52.7%といったところでございます。契約1件当たりのガスの販売量について見た時、ご家庭用ですと45立方メートル程度でございますけれども、工業用ですと5万立方メートル以上ということがございますの

で、やはり個々の需要家に個別にお願いして需要抑制を求めていくといった場合には、ある程度大口の需要家にお願いしていくということが必要になってくるのかなと思っています。

4ページに戻っていただきまして、さらに大口需要家のうち、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、都市ガス以外の代替エネルギーの利用手段を有していらっしゃるような需要家という方には、特にそういった方との調整といったところをガス事業者には優先的に調整いただくということが考えられるのではないかと考えております。また、こういったガスの小売事業者と個別の需要家との交渉・調整といったところの実効性を高めるという観点で、国の支援でありますとか補完的な役割といったところで、こういったものが考えられるのかということとは検討していきたいと思っております。

最後のポツでございますけれども、これは今の大口の大口供給の契約といったものの在り方かなと思っておりますけれども、今でも大口の需要家との契約におきましては、需要調整に係る適用条件といったような規定が置かれている場合があるということでございますけれども、今後に向けては、需給逼迫時の個別の需要抑制の調整といったものが限られた時間で円滑に実施できるような契約上の規定ぶりの工夫といったところもあるのではないかなと思っております。

6ページをご覧くださいいただければと思います。

これは少し古い資料になって恐縮でございますが、過去に大口の需要家の自由化の議論をしていた時に、年間使用量が50万立米～10万立米までの需要家についての規制緩和を議論していた時の資料でございます。その時に当時の日本ガス協会のほうから作成して提供をいただいた資料だと承知しておりますけれども、大体どれぐらいの年間需要量に対して、どれぐらいの需要家がいらっしゃって、こういった人たちが需要家として存在しているのかといったところが分かりやすく整備されていたものがございましたので、これに相当する最新の数字というものが、今、私も持ち合わせておりませんでしたので、少し古い資料になりますが、ご紹介をさせていただきます。

こうやって見ていただきますと、年間200万立米以上の需要家と。大学病院でありますとか、環境管理施設とか、あとは大規模工場全般といったところが、こういったカテゴリーに入ってくるといったところで、それが50万立米～10万立米までの範囲を見ると、そこはかなり商業用の需要家といったところも含まれてくるといったところが当時の分析であったのかなと思っております。

7ページをご覧くださいいただければと思います。

こちら契約の部分でございますが、大口供給の契約における需要調整に関する規定ということで、真ん中の点線囲み、適用条件と書いたところのページをご覧くださいいただければと思います。こちらが、よくあるという言い方は語弊があるかもしれませんが、ある種の大口供給契約に置かれているような契約規定の内容でございます。当社が不測の需給逼迫等の緊急時において必要と認めた場合には、緊急調整（供給の制限または中止）に応じ

られる需要であることということでご契約をされているということでございますけれども、とはいえこれ以上の具体的な規定がないということであれば、そういった個別にお願いするという段には、いろいろな調整をその段階から始めていかなきゃいけないといったところがあるかと思っておりますので、もう少し何か事前に取り決めをしておく、準備をしておくというような余地が今後あるのではないかなというような問題提起でございます。

次、8ページをご覧くださいければと思います。

個別の需要の抑制のお願いといった段階で、需要家の類型ということではなく、ある種の特定のガスの使い方について抑制を求めていくというような考え方があるかどうかということでございます。

例えば電気事業法の使用制限におきましては、過去に、こちらに書いてありますような電飾でありますとかネオンサインといったような使い方について使用の制限を求めたということがあるわけでございますけれども、ガスのわれわれが、あくまで電気というレベル2に相当するような段階として、何か個別の需要家に特定の用途について、こういった使い方というのは抑制してくださいというお願いするようなものが何かと、ガスについて典型的に考えられるかというようなところでございます。

続きまして9ページでございます。

個別の需要抑制をお願いするといった時に、とはいっても自主的な取り組み以上の需要抑制を求めるといことが難しいというような需要家といったものもいらっしゃるのではないかと。そういった方の類型というとなんなものがあるのかといったところを整理していきたいと思っております。

リード文のポツの2番目でございますけれども、例えば電気事業法の使用制限令の適用につきましましては、幾つか省令等で適用対象外と規定をしておりますし、石油需給適正化法におきましても、法令上優先的に石油の供給を確保するといった者の例という提示といったこともございます。さらには、都市ガスにつきましても、災害時の速やかな供給再開が必要な社会的重要度の高い需要家の考え方といったところも、これまで確立しているところでございますので、こういったものを事例に4月の需要抑制を大口の需要家をお願いしていくといった段階であっても、こういった方にはお願いすることは適当ではなかろうといった類型を整理できればと思っております。

10ページ、11ページ、12ページ、13ページにつきましましては、電気の世界においてどういった特例なり適用除外のような考えがあるかといったところの参考でございます。

14ページは石油需給適正化法の法令の規定ぶりでございます。

15ページが都市ガスにおける復旧の考え方の時のガイドラインでございます。

16ページ、ここは若干毛色が違うのですがけれども、外国、ドイツに限らずEUでございますけれども、EUなどでも、こういったガスの緊急事態といった時に、こういった対象について供給の優先をしていくか、もしくは保護すべき需要家として概念していくかといったところの参考でございますけれども、この16ページの下の方の点線囲いのところでござい

ますが、EU規則のほうでは、家庭の需要家でありますとか中小企業、あとは重要な社会サービスといったところは優先的にガスの供給を保護すべき需要家といったような概念をしているところがございます。

17 ページをご覧くださいいただければと思います。

そういった議論、今、具体的に特にドイツなんかは議論を始めているところがございますけれども、特にここでいうところの下段、一番下の段落でございますけれども、ドイツでは例えば消防でありますとか病院、警察、学校、保育園、連邦軍、あとは全ての一般家庭といったところにつきましては、緊急時においてもガスの供給について保護の対象となるというような供給先として考えているというような議論が今なされていると承知しております。

18 ページでございますけれども、以上、日本のいろんな類似のエネルギーの政府における適用除外等の考え方でありまして、今ほどご紹介しましたドイツのガスの緊急計画における対象といったところを整理すると、社会的に重要な施設というのは、こういったものは節ガスの踏み込んだ需要抑制の個別の調整といったところの対象の外にしておくということが適当ではないのかなというような整理かなと思っております。

19 ページをご覧くださいいただければと思います。

19 ページ以降は、次の論点の（４）と（５）につきましては、事業者の準備といったようなところについてのご提案でございます。

まず論点３（４）は、ガスの小売事業者の準備でありますとか代替手段の活用のご検討といったところでございます。ガスの小売事業者の方々には、需給逼迫時に備えた事業継続の準備を既にご検討いただいている事業者の方もございまして、いろいろとお話を私ども聞かせていただいているところでございますけれども、こういった先行的なガス小売事業者の取り組み事例というのは、ぜひ他の小売事業者にも展開をしていただくといったところが有益ではないかと思っております。

過去これまでも日本ガス協会のほうで、いろいろな事業者の横断的な取り組みのガイドラインなんかも作っていらっしゃるということがございますけれども、新たにこういった都市ガスの需給逼迫時のガス小売事業者の事業継続計画（BCP）といったものの策定のガイドラインなんかについて、横展開という観点からご検討いただくとありがたいのかなと思っております。

また、ガスの小売事業者におかれましては、災害時なんかでは当然今でも災害時の対応計画を作っているわけでありまして、そういった中では実際にガスが止まった場合のいろいろな準備といったところで、次のページをご覧くださいいただければと思うのですが、例えばLPガスを使った代替的な臨時供給みたいなどころについても、いろいろと準備をされていますし、かなり限定的なリアルなガスの停止といったところにつきましては、カセットコロンの貸し出しといったところ、食料・飲料水の配給といったところも過去に事例があるわけですので、いろいろな代替的な手段を講じるといったことについて、

あらかじめご検討いただくということは大事ななと思っておる次第でございます。

続きまして 21 ページでございます。

論点 3 の (5) でございますけれども、こちらは需要家の、こういった需給逼迫時の事業継続計画の準備といった点でございます。

これまで都市ガスの需給逼迫というのは生じていなかったということでございますので、企業の事業継続計画 (BCP) の対象として、都市ガスの需給逼迫というのは当然対象に入っていないところが多いのではないかと考えておりますけれども、万が一の事態に備えるといった観点から、新たに BCP の検討対象として各企業に備えるようにご検討いただくということも大事なのではないかなと思っておりますのでございます。

22 ページに紹介させていただいているのは、内閣府のほうで事業継続ガイドライン、BCP のガイドラインといったところで公表しておりますですけれども、ここではリスクを限定しない事業継続全般に関するガイドラインといったところで、これを公表しておるわけでございます。内閣府のホームページを拝見しますと、段階的かつ長期間にわたる被害が継続するリスクとして、感染症でありますとか水不足、電力不足といったところについては言及があるわけでございますけれども、現状、都市ガスについては、そういったことはないわけでございますので、今後こういったことについても、各事業者の BCP の中で検討をいただくとありがたいかなと思っております。

最後に 23 ページ、最後のページをご覧くださいければと思います。

国の関与の在り方でございます。前半でご議論いただきました自主的な節ガスの取り組みの段階における国の関与の在り方も含めまして、その次の踏み込んだ需要抑制を特定の需要家に求める段階というふうにおきましても、国がそれぞれの段階でどのような情報提供なり、要請なり、支援なりといったところに関与することがいいのかということでございます。さらには、こういった特定の需要家の需要抑制をお願いするといったところに当たります安定的な実施を担保するという観点から、何らか規制的な手段による国の関与といったものが必要かどうかといったことについても、ご議論をいただければと思っております。

長くなりましたけど、ご説明は以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

資料 3-3 は一歩進んで個別の需要家の需要抑制ということでございまして、結構リアルな具体的な話が出てきたかなと思っております。

それでは、この点について皆さんのご意見ということでお願いしたいと思います。

橘川委員、たぶんご発言したいんじゃないかなと思っておりますけど。

○橘川委員

びっくりしました。

○山内委員長

お願いいたします。

○橘川委員

まずお聞きしたいんですけど、このレベル1じゃなくて2、3になったことと、何らかの規制的手段、特に使用禁止令なんていう話があると。電気のほうは電気事業法で法的枠組みがあると思うんですけど、ガス事業法はたぶんないと思うので、まずは来年1・2月が危機なので、それまでにガス事業法を変えて、こういうことを入れるおつもりがあるのかどうかというところを質問したいんですけど。

○山内委員長

これは答えられますか。

○野田室長

まさに国の関与の在り方といったところで、全体ご議論をいただいた中で、そういったことも必要だというようなご提言があれば、また電力・ガス小委員会のほうに持ち帰って議論させていただきたいと思っております。

○橘川委員

何かそういう法的バックボーンがないと厳しいんじゃないかと思います。そういう意見です。

○山内委員長

ありがとうございます。

他にいかがですか、ご意見をもし。今のは大前提の話だったんで、すぐお答えいただきましたけど、これからはご意見をいただいたところ、最後に事務局からコメントをいただくことにしたいと思いますが、他に何かございますか？

○小林委員

よろしいでしょうか。

○山内委員長

小林委員、どうぞ。

○小林委員

小林でございます。

今の橘川委員からのご発言のとおりだと思います。法的な根拠があって、初めて事業者が、そういった交渉時の相談を始められるということは間違いないと思いますので、できればこういったことは発動されないことをもちろん願うわけですが、そういった国としての整備をぜひ早急に進めていただきたいと思います。

それからもう一つは、今、需要抑制のお話でしたけれども、先ほど少し触れましたけれども、供給抑制ということもガス事業としてあり得るのではないかと。つまり、例えば低圧であれば、ガスの供給圧を数%減らすことが可能かもしれない。なかなか今まではそういったことを考えてこなかったかもしれませんが、水道というのは実際にされていますから、もちろん同じ議論はできませんけれども、数%であれば効果があるかもしれない

ということで、これに限らず技術的な観点からの対応策を検討すべきことではないかと思うわけでございます。

それから、あとBCPの件でございますけれども、もちろんガスの観点だけでBCPの検討を進めることは意味が半分しかないということは意見が一致するところだと思っておりますけれども、これからはガスも含めたBCPというのを早急に作っていただくということは、もちろん国の指導で、ぜひそういったことを進めていただきたいと思います。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、大阪大学、武田委員からご発言ご希望です。どうぞ武田委員、ご発言ください。

○武田委員

ありがとうございます。

前半の議題も含めてとなりますが、非規制的な節ガスの要請、また緊急避難的なガス使用抑制令の必要性について理解いたしました。その上で、論点横断的に今後の制度設計の在り方について一言発言させていただきます。

この制度設計というのは、今、議論がありましたけど、立法を含めてということになるかと思っております。資料の16ページにEUの規則が載っております、またEUの規則を参照して事務局からご説明いただきましたけれども、これは恐らく規則の2017/1938ではないかと思っております。もしこれが正しければ、同規則を見ますと、前文の3項に、このように書いているんですね。最も費用が小さい方法で、かつガス市場が阻害されない形でセーフガードを発動する。これは大変重要だと思います。すなわち、取り組む目的が大きいと、手段や方法の精査がおろそかになりがちなんですけれども、EUでも、目的が大きいからといって、どのような手段も許容されるとはなっていないわけです。

このような考え方に基づいて今後のわが国の制度設計を考えますと、例えば事務局のご説明にありましたけれども、大口需要家への需要抑制の求めというものは、費用の観点から適切と評価されるかもしれませんが、他方、事務局のご説明にはありませんでしたけれども、産業ごとの節ガス要請によって、他者が従うから自らも従うというようなことがあれば、特に下流の個別の消費サービス市場の競争阻害効果を発生させるかもしれません、競争制限の観点から、それへの備えが必要になるかもしれません。

今後の制度設計において、緊急事態においても、EUの規則におけるような費用でありますとか競争への影響を考慮した方法、手段を検討する必要があるのではないかと思いますので、発言させていただきました。以上となります。

○山内委員長

ありがとうございました。よろしいですかね。

それでは、次はトーマツの男澤委員ですね、どうぞご発言ください。

○男澤委員

ありがとうございます。

今、ご説明いただきました個別の需要家の需要抑制段階に至った場合、この場合は実行可能性、それから抑制の影響、方法を考えれば、大口の需要家ごとに個別に実施していくということで理解いたしました。ただ、今回想定しているのがかなりの有事で、しかも個別に抑制を要する段階というふうに至った時に、実際の法の規定がない中で、どこまで個別折衝でどのように対応していくのかということ考えた時に、何らかの国から直接需要家に向けての支援等が必要になる局面もあるのではないかということに関して、ご検討をいただきたいと思いました。

また、例えば需要抑制といった時に、電気であれば、ある程度の面ですとか時間で区切ったような計画停電といったような方法も、よほどの有事の場合には考え方としてはあるのかなと思いますが、ガスということ考えた時に、そういった供給サイドからの需要抑制といった方法が取り得るのか、考え得る余地があるのか。一度ガスを完全に止めてしまうと、再使用時までには時間をかなり要するようになるのですけれども、勉強不足で申し訳ございません。こういった供給面での何らかの抑制が可能なのかということに関しても、併せてご教示いただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は富士フィルムの鈴木委員、どうぞご発言ください。

○鈴木委員

鈴木でございます。事務局のご検討に感謝を申し上げたいと思います。

今、産業用需要家からの立場から発言をさせていただきます。

スライド4の2点目で行っていただきました節ガスの取り組みを超えた需要抑制を求める個別の需要家として……。

○山内委員長

ちょっとあれですね。Wi-Fi通信の状況がよくないようで、今そちらの音声途絶えております。こちら聞こえますか。

○鈴木委員

はい。私のほうは聞こえていますけど、どうでしょうか。

○山内委員長

今、復活しました。そのまま話してください。

○鈴木委員

分かりました。

繰り返しますけれども、大口の需要家を対象として需要抑制を求めるということは仕方がないという観点。また、その対象で、3点目で行っていただきました都市ガス以外の代替エネルギーの利用手段を有する需要家との調整を優先するという点についても妥当と考えております。

都市ガスに関しましては、特に供給安定性の観点でレジリエンスがあると、優位性があるとともに、環境にも優しいエネルギーということで、重油等の他のエネルギーから転換したり、それから工場を開設するに当たっては最初から都市ガスを選択するといったような需要家が多いと思われまます。

代替エネルギーに対する設備をメンテナンスするというのはコストがかかるということで、生産競争力に関わることでございますので、そうした需要家はそれほど多くはないようにも思われるんですが、そうした需要家がいるのであれば、これは国からも自主的な取り組みを、これから需要抑制というものを求められれば、需要家も応じていくのではないかと考えます。

また、次にスライドを 21 にございました産業需要家の需給逼迫時の事業継続、都市ガスの需給逼迫リスクをBCPと、対するリスクとして準備していることの重要性、これを提起されている点についても発言させていただきたいと思ひます。

既に多くの委員がご意見を述べられていますように、LNGに多くを依存している発電構成というものを考えますと、LNGの需給が逼迫する際には、既に電力も逼迫しているんじゃないかと考えます。私ども生産現場では、電気、ガス等のエネルギー、それから水もそうですけれども、トータルで効率的に管理をしております。例えば電気デマンドレスポンスには自家発電の稼働を上げて対応しているといったようなことが多うございまして、いわば都市ガスを使って電力を補完している、こういったことがよく行われております。なので、電気とガスの両方の節減要請が同時に来ると、これは生産量の抑制につながるのではないかと考えてございます。

電気に関しましては、昨今、再エネ、それから蓄電等で需要家等で備えができつつあるんですけども、LNGに関しまして、メタネーションなどの技術がまだ限定的なものでありまして、需要家で作るということはまだできない状況だと認識してございます。代替エネルギーに対応した設備を準備するのは、コストに直結するというのも先ほどの話でございますし、脱炭素にも逆行する設備を持つことを推奨することになるのではと考えております。事前に考えておく必要性は理解いたしますが、各企業ででき得る備えというには限界があつて、インセンティブを含めて考えるべき問題ではないかと思ひております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は兵庫県立大学、草薙委員どうぞ。

○草薙委員

草薙でございます。ありがとうございます。

私も、何名かの委員からのご発言がございましたように、使用制限令などを発令せねばならないというような事態へ対応するためには、やはりしっかりと備えておく必要があると思ひますので、法改正を視野に入れるご対応をお願いしたいと思ひます。しかも来年 1

月・2月の冬に間に合わせる、そのようなご対応をお願いしたいと思っております。

具体的に資料3-3の論点3(2)の、8ページについて思うところも申し述べたいと思います。

こちらのほうに書いてありますのは、需要家の類型やガス使用量にかかわらず、使用を制限すべき、特定のガスの用途として想定すべきものがあるかという問い掛けであります。米印のところ「例えば」とありまして、電気事業法の使用制限令の場合は、用途を定めてする使用制限というのがあって、広告灯、電飾、ネオンサイン、ショウウインドウ用照明設備又は屋外投光器のうち装飾用、広告用その他これらに類する用途に使用されるものを対象としているということなのですけれども、このように繁華街などで目に見えるような形で節電をしていくと、人々の気持ちに訴えるものがあって有効なのだろうと思います。

ただ、現実これをガスの場合に当てはめるとどうなるのかと考えますと、例えば観光地にガス灯がございます。しかし、そういったところで普通は電灯を併設しておりませんので、ガス灯はすなわち防犯とか安全確保に役立てられる、またそういうことが期待されているということでございますので、単なるアトラクション設備のように考えていただくべきではない。すなわち使用を制限すべきものではないかということになるかと思いません。

そのように考えますと、結局どういうものであれば使用を制限すべき特定のガスの用途と言えるのかというのは、ぜひガス業界、あるいは事業者のご意見を聞いてみたいところだと思います。

具体的に、例えば工場以外でお湯を大量に使うということで一例として銭湯を考えました時に、例えば週のうち何日かお休みにしていただくという基準を作るというのは、国ないし行政の情報を出されて、そしてそれを実施するということは分かりやすいことだとは思いますが、そのような説明で納得感があれば、人々の協力も得られやすいとは思いますが、しかしいったん全国的に地域を問わず通用する目安として、そのような基準を作ることまで必要なのか、またそういうことが妥当なのかということについて検討することは必要なのだろう。もしかしたら、そこまではしなくてよいということになるのかもしれないという印象を持っておりますが、いずれにせよ検討すること自体は有意義なのだろうと思っております。以上であります。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは東京大学、松村委員どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

まず、法的に位置付けるというのに関して、恐らくこれを聞いている方々は、なぜ電事法には規定があるのに、ガス事業法には規定がなかったのか、歴代のガス課、あるいはガス室は手抜きをしてきたとも受け取られかねないと思うのですが、今までなかったというのは、私はそれほど不自然なことではないと思います。先ほどから繰り返して言いますが、電気でいえばkWh不足に対応するような危機。電気の主力はkWの不足。kW不足は、国際的な何か大きな問題がなくても、国内の発電所、大規模な発電所が災害などで倒れるというようなことがあれば、すぐにでも、あるいは異常な気象があれば不足は起こり得るので、何らかの備えは相当に必要だということは初めからわかっていた。もし電気のほうでkWの不足の心配が全くなく、kWhの不足だけが問題だという事態だったとすれば、本当に電事法に書いたかどうかというのも疑問の余地はあると思います。なぜなら、相対的にkWhの不足に対応する必要性が低かったから。

しかし、もうずっと議論しているとおり、目の前にも起こり得ること、危機的な状況は頻発するということではないとしても、起こりえることが誰の目にも明らかになったので、これに備えておかなければいけない。その際、事業法にちゃんと明記するのもあり得る選択肢だと思いますし、もし法改正をするのだとすると、相当に準備の時間がかかるので、できるだけ早く準備を始めるべきだという主張も、もつともだと思います。

一方で、法改正をして法的に位置付けて、ある種強制的なことをやることができたから、だから、この前のラウンドでずっと議論していた経済DRのようなことがおろそかになったら、需要家の理解を得られないと思います。こういうことを十分に尽くした上で、それでも足りない危機的な状況で、ある意味で国が強権を発動する。それを背景として、それを避けるために交渉する状況だと思います。経済DRも早急に実際にガス事業者のほうで汗をかいていただいて、法律が改正されることを前提とするとうことでもいいとは思いますが、それを背景にして経済DRに対応するようなものを相当インテンシブに交渉し、いろんなアイデアを開発していかないと、危機的な事態の時に、そのような努力を怠った上で、国の権威をかさに着て無理やり消費を抑えるのか、などという印象を国民に与えることにもなりかねない。法改正をするという思い切ったことをするのであれば、なおさら経済DRのほうは、相当にスピード感を持って事業者のほうも汗をかいていただきたい。

次に、小さなことですが、消費者、一般の消費者というか低圧の消費者に関して、件数は多くても量はたいしたことはない、確かにそのとおり。だから、やれることも相当限られるというのはそのとおりだと思います。しかしここで例示されていることは、一般的な省エネで、危機時じゃなくてもやったほうが良いと思われるようなことが書いてあるだけ。もうちょっと何とかならないのかというか、本当に危機的な状況の時に、こういう対応を積極的にすることが可能だとういことを、協会とも相談しながら整理すべき。私はこれではアピールが足りないと思います。

さらに、機器の開発にガス事業者は大きく関わっていて、そのような危機的な対応の時に操作がしやすい、例えば給湯の温度を、いつもよりも、いつもの快適な状況よりも少し

下げるだとかというような対応が自主的にしやすい機器を開発できないのかというようにも含めて、協会のほうからもう少し発信していただければと思いました。

次に、特定の用途を禁止することについて、恐らく最も難しいのは、該当するものが見つけにくいというだけでなく、都市ガスを使っているかどうか分かりにくいという面もあると思います。ネオンサインであれば、ほぼ確実に電気を使ってネオンサインを照らしている。事業者がお湯を沸かしている時には、ひょっとしたら化石燃料じゃなくてバイオマスを使っているのかもしれない。実際に見かけ以上に対応がとても難しいと思います。だから、事務局の、対応が難しいとの整理はもっともだと思います。その上で、では大口に頼るといようなことだとすると、さっき言ったような経済DR十分考えていただきたい。

最後に、またこのラウンドでも、ネットワークではなくて、全国というような発言も出てきました。全くもっともだと思います。LNGが足りない局面であれば、具体的に供給不足に直面している事業者は特定のネットワークだったとしても、いろんな制約があるのは十分承知はしていますが、それでも他のネットワークにガスを回すだとかということを考えることはとても重要だと思います。これは電気だったら広域機関が主導してやることもあり得る中で、ガスにはそれに対応する機関がない。

しかも電気の場合には、かつては例えば大阪で発電機が倒れて電気が不足した時に、他の地域から応援する時には、それぞれの地域で余裕がある状況下で、その余裕の分を助けるという発想だったのを、これからは大阪で不足することがあったとしても、名古屋で積極的に節電して、いわば送り代を作って送るといようなことも視野に入れて、広域機関では十分議論されていて、一部広域的な対応がインプリメントされていると思います。そういう難しい問題があることを認識しないで、そのような対応を考えないで、特定のネットワークが不足している時に全国で、と言っても全く説得力が無い。つまり、いろんな政策を整備していかないといけない大変に重い課題だということは十分認識の上で、これ以外の改革も進めていただければと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

他に委員の方のご発言ご希望はいらっしゃいますか？

それじゃあ、小林委員どうぞ。橘川委員が先でしたですか。

○橘川委員

どうぞ。

○山内委員長

じゃあ小林委員どうぞ。

○小林委員

小林でございます。ありがとうございます。

代替手段の活用についてでございますけれども、即効的ではありませんけれども、これ

まで経済的なメリットが少ないということで太陽熱の利用、特に家庭での利用に関しては、太陽熱温水器というのは、これまでニーズとしては定着しているわけですが、いろんな歴史があって、今は少し利用が進んでいませんけれども、そういったことを少しずつ進める政策。あるいは熱融通とか、あるいは熱輸送とか、10キロ、20キロぐらいであれば熱輸送も十分技術的には今できますし、熱輸送については、もう既に省エネの推進に対して大変有効だということが分かっておりますので、そういった政策をもっと中長期的に見て進めるということは非常に重要なのではないかと考えております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃあ、橘川委員どうぞ。

○橘川委員

個別需要家の需要抑制、ターゲットは大口だということは非常によく分かりました。今の代替の話でもあるんですけれども、実際にガス体の熱量の問題とかを考えますと、本来、代替財として一番有力なのはL Pガスなんじゃないかと思ひまして、となるとガス事業法のほうを変えるのはいいんですけれども、そういう形でL Pガスを使いやすくするためには液石法のほうも変えなきゃおかしくて、例えば家庭用にFRPなんかを使うとかというのも法改正がたぶん必要だと思うんで、全体として一体でガス事業に取り組みなきゃいけないんじゃないかと。都市ガスサイドだけじゃ済まないんじゃないかと思ひます。

そもそも代替財として何でL Pが浮かび上がるか、都市ガスとの違いは、まず備蓄があるということと、それからもう一つはカントリーリスクの在り方が違って、ロシアリスクがほとんどないという、この2点だと思うんですね。それを考えますと、ずっと議論していますが、需要サイドに強制的措置を講じるというのはいいんですが、供給サイド、そういう措置が入れば入るほど、L N Gの備蓄はやらなくていいのかという議論はもう一度考えたほうが、今まで従来は技術的な理由で難しいとか、カントリーリスクが少ないと言われていましたけれども、ヨーロッパを見ていると、基本的な1月・2月対策は備蓄を増やすということのようにも聞こえますので、本当にそれが不可能なのかどうか。そっちサイドの法改正まで含めて、単なる需要サイドのガス事業法の改革に済まない、周辺の変化が必要なんじゃないか。

余計なことですが、そういう中で、なぜこのタイミングで資源エネルギー庁はL Pガスの担当の企画官を廃止するのか？ L Pガス行政の中心を担ってきた人をなくして、備蓄だけのほうに集中するという話になっていますけれども、こういう考えでいいのかと、そこは非常に疑問を持ちます。最後の点は、この会議には関係ないかもしれませんが。

○山内委員長

ありがとうございます。

他に委員の方でご発言ご希望、いらっしゃいます？

橋本委員、どうぞ。

○橋本委員

橋本です。簡単に1点だけコメントしたいですけれども、私が思っているのは、危機的な状況の時に需要側に抑制を依頼すると、その時に事業者任せにしてしまうと、事業者サイドで、例えば医療機関が重要だとか、勝手に選別して、状況なところは残して、重要じゃないところは抑制するというような形で動いてしまうかもしれない。そうすると、事業者が需要家を選別するような形になってしまうので、あまりよろしくないということで、やはり政府が主導的に出ていったほうがいいのかと思っています。

ただ、出ていく時に、電気の使用制限令のような法律を改正するところまで強く出ていくべきなのか、あるいは政府が単に国民に、今、需給が逼迫していますので事業者の意見に従ってくださいみたいなアナウンスする程度でコミットしていくのかという、そのコミットするレベルですね、それが重要になってくると思っています。そのレベルというのはもちろんここで議論すべきだと思うのですが、それプラス事業者サイドの意見なんかも聞きながら決めていくのが望ましいのかなと思っています。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次に、大石委員どうぞ、ご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。

先ほどの橋川委員、それからその前もどなたかおっしゃったと思うんですけど、今回、節ガスといった時に、消費者は都市ガスの話なのか、LPガスの話なのか、自分が使っているガスについて認識する人が多いと思います。今回、事前の説明がありました時に、今回のガスというのは都市ガスのことなんですねというのを事務局に確認し、LPのほうは備蓄もできるし対象とならない、先ほどの橋川委員のお話でも同様ですが、今までのお話を聞いておきますと、都市ガスの代替としてLPも使えるということも情報提供としてあるのだと思いました。まさしく災害時にガスが使えない時に、カセットコロンを使うというのも同じものだったわけです。

そういう意味では、今回、都市ガスの話ということにはなっておりますが、エネルギー全体として考えていく必要がありますし、LPのことも消費者側としてもきちんと知っておく必要があるなと思いましたので、なかなかこのWGの中でLPの話をするというのは難しいのかもしれませんが、でもぜひ方向性としては検討いただけるとありがたいなと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それじゃあ次、二村委員ですね。二村委員、どうぞご発言ください。

○二村委員

ありがとうございます。私からは2点です。

1つは、先ほど橘川先生からのご指摘もありましたけれども、都市ガスの代替としてLPガスということを想定していくのであれば、LPガスの業界としての成熟とか、そういったものもないと、難しいのではないかなというのが正直に思っているところであります。料金体系の問題ですとか、供給体制のこともそうだと思います。例えば都市ガスがある地域で、都市ガスからLPガスの事業者へ需要が流れるといった時に、本当にそれを受け止めることができるのか、そういった時に価格の高騰が起きないのか、など、そういったことも含めて整備していく必要があるのではないかなと思ったのが1点です。

それともう一つは、個別の需要家の利用制限をしていくという時に、どこから制限していくかというよりは、優先的に残すところを決めるというのが、穏当ではないかと思いました。その際に一緒に考えなければいけないのが、特定の都市ガスのネットワークのところ不足がおきる、十分に調達できないというような時に、優先すべきとされている需要家のところにまで回らなくなってしまうような事態を避けるとすれば、ネットワーク間での都市ガスそのものの融通ということも規定する必要があると思います。

また、それ以前に大きく削減して協力いただくところについては、どちらかというところでは、ドマンドレスポンスのようなもので、経済的なインセンティブというのを入れていくという、順番としてはそういう順番なのではないかなと感じました。感想めいたことで申し訳ありませんけれども、議論を聞いていて思った点を申し上げました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

他に委員の方でご発言ご希望の方はいらっしゃいますか？

よろしければ、それじゃあ日本ガス協会の早川オブザーバー、どうぞご発言ください。

○早川オブザーバー

ガスの需要抑制につきまして、委員の皆さまからさまざまなご意見を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。私からも幾つかコメントをさせていただきたいと思っております。

まず1点目、(2)の個別需要家に需要抑制を求める場合の在り方でありまして、資料の3ページ、4ページ、9ページにも記載していただいておりますけれども、家庭の都市ガス利用では節ガス効果は限定的にならざるを得ないということですので、実質的な節ガスの取り組みを超えた需要抑制の実現実施を求める場合には、やはり使用量の多い大口需要家が主な対象となること、特に代替の利用手段を有する需要家が優先されるということ。一方で、需要抑制を求めることが難しい需要家も存在するという事は、業界としても全く同様の認識を持ってございます。

ただ、先ほどの最初の議題でもありましたけれども、例えばLNGを燃料とする自家発を保有するお客さまというのは、電気から見ても、ガスから見ても代替手段を有するお客さまということになるわけで、その時々需給状況によって取り得る対策手段とか優先順

位が変わるといことが容易に想定をされます。こうしたことから、エネルギー全体を捉えながら、どういう状況になっても臨機応変に対応できるような、そういう取り組み、仕組みにしておくことも非常に重要だと考えております。

2つ目は、(4)のガス小売事業者の需給逼迫時の準備、代替手段の活用についてであります。今回の議論の前提でもありますサハリン2の供給途絶といった国内のエネルギー供給に甚大な影響が生じる場合に備えてということは、われわれ業界としても必要だと考えております。その検討に当たっては、事業者ごとに原料を含めた特性、あるいは需要構造も異なりますし、またその時々によって発生する事象によっても大きく異なることから、実際にどのような対応が実効的、効果的なのかということは今後われわれとしても、そのためにどのような準備をしておけるのかということを検討してまいりたいと思います。

最後に、(6)の国の関与の在り方についてであります。

サハリン2の供給途絶といった事態に至って、実質的な節ガスの取り組みだけでは解消されない場合には、国民生活や経済への影響も大きなものになると考えております。ガス業界としても最善を尽くし、需要家にも協力をお願いしてまいりますけれども、国においても需要家や事業者に対する支援をお願いしたいと思っております。まずは需給逼迫が発生した場合に、外交も含めたLNGの確保に国として努めていただくということが必要だと思いますし、今回検討する需要抑制の実効性を高めるという観点で、需要家に向けた節ガス要請や個別需要家への需要抑制の要請を後押しするような支援策について、ぜひともご検討いただきたいと思っております。

また、例えばガソリンにおいては補助金の支援策がありますけれども、ガスにおいても供給継続のために高騰したスポットを調達せざるを得ないといった場合には極めて大きな経済的影響が想定されますので、こうした場合の支援策についても検討いただければと思います。

それから、先ほど小林委員から、それから男澤委員からございましたけれども、供給サイドでの節ガスといったことですけれども、検討に当たっては、圧力が低下した時に火が消えてしまうとか、あるいは産業用でいうと、機器の温度管理だとか製品への影響といったことも考えられますので、安全上とか、こうした問題を慎重に検討していかないといけないなと思っております。

また、電気のような計画停電のようなことをした場合には、開栓する時に安全確認等が必要になってくると思っておりますので、こうしたことから実施に当たっては、かなり慎重な検討が必要かと考えております。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

その他ご発言ご希望、いらっしゃいますか？

よろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、いろいろなご意見が出されましたので、事務局のほうから所見をお願いしたいと思います。

○野田室長

ありがとうございます。

いろいろなご意見をいただきましてありがとうございます。冒頭も申し上げましたけれども、今、何か需給の逼迫が生じているということではないということは、改めて念押しをさせていただければと思いますし、ある特定の国のプロジェクトなりが止まったからといって、それが直ちに全量丸々、需給逼迫になるということでもない。調達確保の手段を最大限講じるということがまず基本であって、それでも現下の国際情勢に鑑みて必要な分を確保できないというようなことに、そういった万が一にも備えて、いろいろな準備の検討を、電気がやっているような政治のいろいろ準備を、整理をしておくといったことで検討しておりますので、まずは需給逼迫を起こさない、供給のほうでしっかり確保するというところが大事になるかということかなと思ってございます。

そういう意味で、今回いろいろなご意見をいただきましたので、よく整理をさせていただきまして、また次回の議論に臨みたいと思っております。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございました。

私も伺っていて、変数が結構どんどん提起されてきたというような印象を持ちましたけれども、その中で、今、野田室長がおっしゃっていたように、とにかく予防的な措置として考えていくということですので、その辺をご理解いただいて、またご議論いただければと思います。

今日のところは何か結論ということでもございませんので、皆様のご意見を事務局のほうで受け取っていただいて、次回さらにご議論ということにさせていただきたいと思えます。そういうことでよろしいですかね。

あと最後に、事務局から日程等について何かありますか。

○野田室長

次回の日程でございますとか議題につきましては、改めて個別にご連絡をさせていただきたいと思えます。

3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第21回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了とさせていただきます。本日はご熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。